

# Simcenter 補足条項



## シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア

本 Simcenter 補足条項 (以下「**本 Simcenter 条項**」という。) は、オーダーに「SIM-LMS」、「SIM-CDA」、又は「SIM-TASS」の英数字コードで指定された提供物及び製品 (以下「**Simcenter 提供物**」という。) のみに関する、お客様と SISW との間のユニバーサルカスタマー契約 (以下「**UCA**」という。) 又はエンドユーザーライセンス契約 (以下「**EULA**」という。) を修正するものです。本 Simcenter 条項は、適用する UCA 又は EULA、及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約 (以下「**本契約**」という。) を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 Simcenter 条項に適用されます。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内で Simcenter ソフトウェアにアクセスする個人のことを意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、又は権限を有する代理人のことを意味します。

「**コア**」とは、中央処理装置 (CPU)、画像処理装置 (GPU) 等 (但し、これらに限定されません)、コンピューターハードウェア内の場所にかかわらず、プログラムの指示を読み取るか又は収集し、それらを実行する独立した特殊な集積回路を意味します。CPU 及び GPU には 1 つ又は複数のコアを含めることができます。

「**セッション**」とは、Simcenter ソフトウェアで利用可能な機能を有効化するための、正規ユーザーによる Simcenter ソフトウェアの使用を意味します。

「**Simcenter ソフトウェア**」とは、Simcenter 提供物に含まれるソフトウェアのことを意味します。

「**サイト**」とは、正規ユーザーによる Simcenter ソフトウェアの使用が許可されている、お客様の敷地内の単一の物理的な場所のことを意味します。

「**対象地域**」とは、お客様による Simcenter ソフトウェアのインストール及び使用が許諾されている、オーダーに指定されたサイト又は地理的な場所のことを意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、オーダーに記載されているお客様の事業所が存在する国が対象地域とします。

2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、Simcenter ソフトウェアに関して提供されます。オーダーに記載された特定のソフトウェアに関する追加のライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている SISW ソフトウェアについては、個別のインストールを維持する必要があります。

- 2.1 「**バックアップ**」ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェイルセーフインストール環境の冗長性をサポートする目的のみ付与されるライセンスのことを意味します。

- 2.2 「**フローティング**」ライセンス又は「**同時ユーザー**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーごとに取得された Simcenter ソフトウェアライセンスに対する正規ユーザー数に制限されることを意味します。

- 2.3 「**指名ユーザー**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアへのアクセスが、ユーザー名で識別可能な 1 人の正規ユーザーのみに制限されるライセンスのことを意味します。複数のユーザーが指名ユーザーライセンスを使用することはできません。お客様は、暦月に 1 回を上限として、指名ユーザーライセンスを再割り当てすることができます。

- 2.4 「**ノードロック**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。ハードウェアのロック装置又は dongle は、新規ライセンスファイルを発行することなく、対象地域内で他のワークステーションに自由に移送することができます。

- 2.5 「**製品別**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアの使用が、Simcenter ソフトウェアと 1 対 1 でインターフェース接続される SISW 製品又はサードパーティ製品の数に制限されることを意味します。

- 2.6 「**サーバー別**」ライセンスとは、Simcenter ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスだけに制限されるライセンスのことを意味します。

- 2.7 「**永久**」ライセンス又は「**延長**」ライセンスとは、有効期限が設定されていないライセンスのことを意味します。永久ライセンス料金には、保守サービスが含まれません。

- 2.8 「**レンタル**」ライセンスとは、オーダーに指定される 1 年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。

- 2.9 「サブスクリプション」ライセンスとは、オーダーに指定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.10 「テスト/QA」ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、テストのサポートに対してのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。
3. ソフトウェアライセンスのオプション: 以下のライセンスオプション及び機能は、Simcenter ソフトウェア製品に関して、上記のライセンス及び使用タイプと組み合わせて提供されます。
- 3.1 「HPC」とは、シリアルセッションで1つの追加コアを使用できるようにするためのオプションのことを意味します。追加コアごとに、別の HPC が必要です。
- 3.2 「パワーオンデマンド」又は「POD」とは、12 か月間のパワーセッション用サブスクリプションライセンスを意味します。オーダーで指定された購入時間数に達するまで、無制限のセッションで使用することができます。各セッションの合計経過時間は、購入された時間数に達するまでカウントされます。未使用の時間数に対する権利は、12 か月サブスクリプションライセンス期間が満了した時点で失効します。パワーオンデマンドにより、正規ユーザーは、指定された Simcenter ソフトウェアを世界中で使用できます。
- 3.3 「パワーセッション」又は「Power Session」とは、正規ユーザーが、1回の連続したセッションで Simcenter ソフトウェアを使用するためのオプションのことを意味し、使用できる CPU コアの数に制限はありません。
- 3.4 「パワーセッションプラス」又は「Power Session Plus」とは、正規ユーザーが、1回の連続したセッションで Simcenter ソフトウェアを使用するためのオプションのことを意味し、使用できる CPU 及び GPU コアの数に制限はありません。
- 3.5 「パワートークン」又は「Power Token」とは、以下を取得するためのオプションのことを意味します。(i) 10 個の Power Token の償還で、STAR-CCM+ Simcenter ソフトウェアを使用するための 1 つの制限付きシリアルセッション (ソルバーへのアクセスを除く)、(ii) 1 個の Power Token の償還で、1 つの HPC オプション、(iii) 1 個の Power Token の償還で、Power Token 当たり 1 回のセッションを実行するためのライセンス (当該セッションが STAR-CCM+又は HEEDS の Design Manager 機能を通して開始される場合)。パワートークンはその期間中、上記 (i)、(ii) 又は (iii) に示す用途に再使用することができます。
- 3.6 「シリアルセッション」又は「Serial Session」とは、正規ユーザーが 1 回のセッションで Simcenter ソフトウェアを使用するためのオプションのことを意味します。使用できる CPU コアは 1 つだけです。
- 3.7 「トークン」又は「Token」とは、プリペイド単位として、正規ユーザーが、一時的にトークンをライセンスに変換し、事前定義された特定のソフトウェア機能、アプリケーション、モジュールにアクセスして使用することができるものです。アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び必要なトークン数はドキュメンテーションに記載されています。正規ユーザーが適用したトークンは、当該ユーザーがアクセスした機能、アプリケーション、又はモジュールの使用を停止するまで使用できません。
- 3.8 「バリューベースライセンス」又は「Value Based License」とは、オーダーフォームに指定された特定の Simcenter ソフトウェア製品用のトークンのことを意味します。
- 3.9 「Simcenter Flex トークン」又は「Simcenter Flex Token」とは、特定の Simcenter ソフトウェア製品に関連付けられていないトークンのことを意味し、対象となる複数の Simcenter ソフトウェア製品で使用することができます。Simcenter Flex トークンは、サブスクリプションでのみ、使用することができます。
- 3.10 「Simcenter Flex ベース」又は「Simcenter Flex Base」とは、Simcenter Flex トークンへのアクセスが許可されている Simcenter ソフトウェア製品を使用する場合に必要なベーストークンを意味します。Simcenter Flex ベースは、サブスクリプションでのみ、使用することができます。
4. バリューベースライセンスの利用規約 バリューベースのライセンスが適用される Simcenter ソフトウェア製品のドキュメンテーションで明示的に規定されていない限り、お客様がバリューベースライセンスを使用できるのは、当該 Simcenter ソフトウェア製品の基本ライセンスを別途購入している場合のみになります。Simcenter ソフトウェア製品を追加、変更、又は削除した結果、新機能、更新機能、アプリケーション及びモジュールでバリューベースライセンスにアクセスできるようになった場合、お客様は、バリューベースライセンスを使用して、これらの新機能、更新機能、アプリケーション及びモジュールにアクセスすることができます。但し、Simcenter ソフトウェア製品の基本ライセンス及び当該バリューベースライセンスの両方が、現在の有効な保守サービスオーダーの対象となっている必要があります。
5. SIMCENTER FLEX トークンの利用規約 お客様は、Simcenter Flex ベースライセンスオプションを購入した場合にのみ、Simcenter Flex トークンを使用することができます。Simcenter Flex トークンは、SISW の製品機能向上プログラムに登録されている Simcenter ソフトウェアのインストール済みインスタンスでのみ使用することができます。お客様が Flex トークンを使用すると、ドキュメンテーションの記載に従い、FlexLM ライセンスサーバーのレポートログを四半期ごとに SISW に提出することに同意したものとみなされます。

6. **SIM-CDA ソフトウェアにのみ適用される利用規約** オーダーで「SIM-CDA」という英数字コードが指定されている Simcenter ソフトウェア (以下「SIM-CDA ソフトウェア」という。) の場合、オーダーで別途指定されていない限り、又は「マルチサイト」ライセンスとして指定されていない限り、対象地域は単一のサイトになるものとします。オーダーでサイトに明記されていない場合は、SIM-CDA ソフトウェアのライセンス管理対象部分がインストールされているサーバーが存在する場所が、SIM-CDA ソフトウェアの対象地域になります。
7. **間接的な使用** お客様のハードウェア又はソフトウェアを介して Simcenter 提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのエンタイトルメント数が減少することはありません。
8. **ホスト識別子、第三者によるホスティング** お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報を SISW に提供するものとします。SISW は、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従って、ソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISW の事前の書面による承諾がある場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISW は、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
9. **APIの使用** Simcenter ソフトウェアにドキュメンテーションで公開されていると特定されるアプリケーションプログラミングインターフェース (以下総称して「API」という。) が含まれている場合、お客様は、これらの API を使用して、お客様の社内使用目的でソフトウェアを開発することができます。お客様は、本ソフトウェアを不正使用目的で API を使用することはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。
10. **Simcenter ソフトウェアの保守サービス** Simcenter ソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント及び技術サポートサービス (以下「保守サービス」という。) は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に掲載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。
11. **XaaS 提供物に適用される条項:**
  - 11.1 **エンタイトルメント** Simcenter 提供物に含まれるクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダー記載された正規ユーザー数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該 Simcenter 提供物に含まれる Simcenter ソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスの目的において、適宜、お客様の敷地外からクラウドサービスにアクセスして使用できます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト (以下「guest」という。) として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、お客様、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者又はビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で一意に識別できる特定の正規ユーザーでなければなりません。お客様は、クラウドサービスにアクセスして使用するための権利を、暦月に 1 回、同じエンタイトルメントのカテゴリ内の特定の正規ユーザーから別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。
  - 11.2 **サポート及び SLA:** SISW が提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、<https://www.siemens.com/sw-terms/sla> に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、保守サービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。